

神奈川県高校生等奨学給付金

高等学校等^{*}に入学後、要件を満たす世帯に対して授業料以外の教育費を支援する『高校生等奨学給付金』制度があります（返済の必要がありません）。

※ 高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの

次の要件等は、平成30年度のもので、制度改正により変更となる場合があります。

1 申請できる方

申請年度の7月1日現在、保護者の方が神奈川県内にお住まいで、次のいずれかに該当する世帯の方

- 申請年度の7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
- 保護者全員の申請年度の「都道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」がいずれも非課税の世帯

※ 平成31年度からマイナンバーが分かる書類によって課税状況を確認する予定です。

2 制度・申請のご案内

- 神奈川県内の高等学校等の場合、進学後の6月下旬頃に各学校からご案内します。
- 当該年度の6月下旬以降、県ホームページにお知らせ及び申請書等を掲載します。

※ 神奈川県外の高等学校等の場合、学校からのご案内がない場合がありますので、進学後に下記の問合せ先までご連絡ください。

3 申請期間（平成30年度） 7月2日～12月17日

4 申請先 進学先の高等学校等（事務室）

5 支給額（平成30年度）

世帯区分等			支給額（1人当たり年額）	
			公立高校等	私立高校等
生活保護（生業扶助）を受けている世帯			32,300円	52,600円
都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のいずれも非課税の世帯	全日制 定時制	第1子区分（※1）	80,800円	89,000円
		第2子区分（※2）	129,700円	138,000円
	通信制		36,500円	38,100円

※1 兄弟姉妹が高校生のみの場合の1人目

※2 兄弟姉妹が高校生のみの場合の2人目以降 または 高校生以外に当該世帯で扶養されている兄弟姉妹（15歳以上23歳未満）がいる場合

6 問合せ先

（公立）神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ（電話045-210-8251）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

（私立）神奈川県福祉子どもみらい局 私学振興課 助成グループ（電話045-210-3793）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuuhukinn.html>